

# 書 評

中部 剛 著  
「働き方改革」で過労死はなくなるか  
—労働現場の取材から—

アトリエ エム

定価 700円＋税

このブックレットは、過労死で家族を亡くした人たちの思いに寄り添い、これからの働き方を労使双方に問いかける、良心的なルポルタージュである。私はまず、自分の子どもがブラック企業で過労自殺をしたならば、と想像しながら読みすすめた。

人件費を抑制し、少人数で業務をこなさせることで高利潤を確保してきた日本企業で、信じられないあらゆることがおきている。

西日本高速道路会社で自殺した30代男性は、青年時代に阪神・淡路大震災にあったことから、非常時に求められる技術者をめざし、この会社に入った。入社することで地元に戻れたと思いきや、インターバルが数分から数時間という不眠不休の労働を強いられた。月150時間を越える時間外労働を何回も繰り返している。「やっても、やっても、こなしきれない」というメールを残している。しかし会社の就業管理システムでは、月34時間から85時間しか記録されていない。

また、オフィス機器を扱う一部上場企業の30代男性は心臓疾患で突然死した。労災申請をしたが、発症前6カ月の時間外労働が過労



0時間を越す月が15月、80時間を越す月が6月あった。裁判では「精神的負担が相当大きく、疲労蓄積を解消できなかった」とされ、過労死とされた。労働時間だけでは測れない疲労蓄積に着目したものだ。

また別な、大手印刷会社の研究開発部門で入社3年目に自殺した20代男性は、裁量労働制が適用される職場にいた。亡くなるまでの19カ月のうち、時間外労働80時間越えが6月、123時間の月もあった。「2時間も立ったまままでお説教」「午前様は楽しい。朝のミーティングでお説教、別の人からまたお説教」とのメールが残っている。失敗を許さないパワハラが行われていた。切りつめられた人員で職場に余裕がなくなり、未熟な若い社員にも即戦力と期待が集まる。

読み終えて、過労死や長時間労働、パワハラをなんとか問題にしようと、歯を食いしばって取り組んでいる組合活動家はどう思うだろうかと考えた。36協定を有名無実としない闘いが不可欠だ。そうした人たちのたくさん知っている。ぜひ、そうした人たちの実態と声も取材した、続きのブックレットを読んでみたいものだ。

（評）野崎優三

死ラインである月80時間を下回っていたため、認定されなかった。しかし亡くなる3年前から月10